

人材紹介基本契約書

株式会社（以下、甲という）と株式会社トップアシスト（以下、乙という）とは、甲の人材採用に関し、下記のとおり甲が乙 に人材の紹介を依頼する契約を締結とする。

第1条（業務内容）

乙は、甲の諸条件に関する人材紹介、及び採用に関するコンサルティング業務を行うものとする。

第2条（紹介手数料の発生）

人材紹介手数料（以下、紹介手数料）は、乙の人材紹介を通じて、甲が人材の採用を決定し、かつ採用決定者が入社意思を書面にて提示した段階で発生する成功報酬方式とする。採用決定者が入社意思を書面にて示したにも拘らず、甲への入社に至らなかった場合には、当然紹介料は発生しないものとする。また、乙は甲に対してこれに伴う損害賠償金など一切の保証を行わないものとする。

第3条（紹介手数料）

紹介手数料は、 円及び別途消費税

第4条（紹介手数料の支払い）

甲は採用決定者と労働契約を締結月の翌月末以内に、乙に第三条に基づく紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振り込みにより支払うものとする。

第5条（紹介手数料の返還）

採用決定者が甲に入社後、自己都合又は解雇により退社した場合、乙は甲に次のとおり紹介手数料を採用決定者の退職日より 30 日以内に返還するものとする。

- ・ 入社後 1 ヶ月以内に退社：紹介手数料の 70%
- ・ 入社後 3 ヶ月以内に退社：紹介手数料の 30%

第5条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約に関連して知り得た選考対象者等第三者に関する情報並びに、甲乙お互いの秘密、又は不利益となる情報に関して守秘義務を責うものとする。

第6条（契約の有効期限）

本契約の有効期限は、契約締結の日から 1 年間とする。但し、期間満了の 1 ヶ月前までに甲または乙より異議申し立てのない 場合は、本契約は同一条件にて更に 1 年間延長されるものとし、契約についても同様とする。

第7条（本契約の未記載事項）

本契約書に定めていない事項に関しては、その都度甲乙協議の上これを解決するものとする。
本合意成立の証として本証 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

年 月 日

（甲）

（乙） 〒611-0021 京都府宇治市宇治妙楽 174-5 セゾン宇治橋 2 階
株式会社トップアシスト
代表取締役 今村 剛雄
厚生労働大臣許可：26一ユ一300348